

こ支発第519号
令和8年（2026年）8月20日

指定養育医療機関 御中

熊本市長 大西 一史
(公 印 省 略)

令和8年熊本地震に伴う未熟児養育医療の支給認定有効期間の延長について

このことについて、令和8年こども家庭庁告示第12号により、こども家庭庁関係の一定の権利利益に関する満了日について、当該災害の被災者による延長の申出を必要とせず、支給認定期間を令和9年1月27日まで延長する措置が講じられましたので、周知いたします。

つきましては、未熟児養育医療券の有効期間の取扱いに関しては、下記のとおりとなりますので、ご対応よろしくお願いいたします。

記

特定被災区域内である熊本市に居住地を有する者について、現に未熟児養育医療の支給認定を受けており、その有効期間が令和8年7月28日から令和9年1月26日までの間に満了する場合には、当該有効期間を令和9年1月27日又は1歳の誕生日の前々日のいずれか早い日まで延長します。

- 1 指定医療機関へ送付済みの「養育医療受給者決定通知書」及び受給者が所持する「養育医療券」は差し替えを行いません。対象者につきましては、券面に記載された有効期間が満了していても、令和9年1月27日又は1歳の誕生日の前々日のいずれか早い日までは有効なものとして取り扱ってください。
- 2 令和8年8月20日以降に発行する「養育医療受給者決定通知書」及び「養育医療券」につきましては、養育医療意見書に記載の診療予定期間に関わらず、有効期間を令和9年1月27日又は1歳の誕生日の前々日のいずれか早い日まで延長したものを発行します。

本取扱いについてご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

<連絡先>

熊本市 こども局 こども育成部
こども支援課 担当：村上
TEL：096-328-2158